

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成28年6月21日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成28年6月21日(火)
午前9時30分から午前10時まで
- 2 開催場所 東海村役場403会議室
- 3 会議に付議した事件
 - 議案第41号 公職選挙法第28条の抹消者について
 - 議案第42号 参議院議員通常選挙における選挙人名簿への登録について
 - 議案第43号 直接請求の法定数の告示について
 - 議案第44号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について
 - 議案第45号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について
 - 議案第46号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙と参議院比例代表選出議員選挙との投票管理者、期日前投票管理者及びこれらの職務代理者の併職について
 - 議案第47号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙における投票立会人の選任について
 - 議案第48号 参議院比例代表選出議員選挙における投票立会人の選任について
 - 議案第49号 参議院議員通常選挙における投開票事務従事者、期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者の委嘱について
 - 議案第50号 公職選挙法第161条第1項第3号の施設の指定について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)

委員長	本多 喜久男	委員長職務代理者	大友 捷夫
委員	伊藤 究	委員	菊池 等
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

東海村選挙管理委員会事務局			
書記長	岡部 聡	書記長補佐	山口 正弘
書記	大杉 美香		
- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上

7 本会議における議事の大要は次のとおりである。

開会 午前9時30分

○本多委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。先ほど書記長から新聞の切抜きを見せていただきましたが、投票率アップのため、県内でも期日前投票所を増やす取り組みがみられ、ひたちなか市でも1箇所増やすようです。また、報道機関が若者に対して行った、投票に行くかどうかのアンケート結果を見ますと、「行く」と「行かない」が半々程度のようであり、選挙権年齢引き下げ後初の選挙となりますが、投票率の予測が難しい状況であると思います。

さて、ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○本多委員長 本日の議案は、第24回参議院議員通常選挙に係るものが10件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第41号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第41号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第41号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第41号、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第41号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第42号 参議院議員通常選挙における選挙人

名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第42号は、公職選挙法第22条第2項の規定により、参議院議員通常選挙における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第42号 参議院議員通常選挙における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第42号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第43号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第43号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙のとおり行うものとするものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第43号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第43号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第44号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第44号は、公職選挙法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、平成28年7月10日に執行される参議院茨城県選挙区選出議員選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者を別紙のとおり選任するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第44号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第44号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第45号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第45号は、公職選挙法第48条の2第2項において読み替えて適用する同法第37条第2項及び公職選挙法施行令第24条第1項の規定により、平成28年7月10日に執行される参議院茨城県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者を別紙の

とおりに選任するものです。

○**本多委員長** ただ今、「議案第45号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第45号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第45号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第46号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙と参議院比例代表選出議員選挙との投票管理者、期日前投票管理者及びこれらの職務代理者の併職について」事務局より説明をお願いいたします。

○**山口書記** 議案第46号は、公職選挙法第37条第4項及び公職選挙法施行令第24条第4項の規定により、平成28年7月10日に執行される第24回参議院議員通常選挙について選任する茨城県選挙区選出議員選挙の投票管理者、期日前投票管理者及びこれらの職務代理者を、同時に比例代表選出議員選挙の投票管理者、期日前投票管理者及びこれらの職務代理者に選任するものです。

○**本多委員長** ただ今、「議案第46号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙と参議院比例代表選出議員選挙との投票管理者、期日前投票管理者及びこれらの職務代理者の併職について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第46号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第46号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第47号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙における投票立会人の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第47号は、公職選挙法第38条第1項の規定により、平成28年7月10日に執行される参議院茨城県選挙区選出議員選挙における投票立会人を別紙のとおり選任するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第47号 参議院茨城県選挙区選出議員選挙における投票立会人の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第47号は、原案のとおり可決してよろしいですか。
(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第48号 参議院比例代表選出議員選挙における投票立会人の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第48号は、公職選挙法第38条第1項の規定により、平成28年7月10日に執行される参議院比例代表選出議員選挙における投票立会人を別紙のとおり選任するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第48号 参議院比例代表選出議員選挙における投票立会人の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありま

したらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第48号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第49号 参議院議員通常選挙における投開票事務従事者、期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者の委嘱について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第49号は、平成28年7月10日に執行される第24回参議院議員通常選挙における投開票事務従事者、期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者を別紙のとおり委嘱するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第49号 参議院議員通常選挙における投開票事務従事者、期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者の委嘱について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第49号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第50号 公職選挙法第161条第1項第3号の施設の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第50号は、公職選挙法第161条第1項第3号に規定する施設として、東海村産業・情報プラザを指定するものです。

公職選挙法第161条第1項第3号に規定する施設とは、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設です。個人演説会等につきましては、同項第1号及び第2号の規定により学校、公民館及び地方公共団体の管理に属する公会堂においてを行うことが可能となっておりまして、この他に第3号の規定により、市町村の選挙管理委員会の指定する施設においても可能となるものです。村では現在第3号の規定により各コミュニティセンターを指定しておりますが、今回東海村産業・情報プラザについて新たに指定するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第50号 公職選挙法第161条第1項第3号の施設の指定について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第50号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 その他としまして、事務局から何かありますか。

○山口書記 次回の選挙管理委員会は、6月22日午後6時30分を予定しています。よろしくお願いいたします。

○本多委員長 以上で会議に付議されました報告等は全て終了いたしました。これもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時